

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第<u>24条第6項</u>の規定に基づき、同法第3条に規定する職員の退職手当について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第<u>24条第5項</u>の規定に基づき、同法第3条に規定する職員の退職手当について、必要な事項を定めるものとする。</p>